

浜松市UD講師派遣プログラム実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市UD講師派遣プログラム実施要綱(以下「要綱」という。)第5条第1項に規定する派遣料の算定方法について必要な事項を定める。

(派遣料の算定方法)

第2条 要綱第5条第1項の規定による派遣料は、一人当たり1回3,500円とする。

2 前項の派遣料には、一人当たり別表1の金額を加算する。但し、同日中に同一敷地内において派遣プログラムを複数回実施した場合の加算は1回のみとする。

3 1回の派遣に伴う派遣料の限度額は、14,000円とする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

【別表1】

| 浜松市役所を基点とした派遣場所までの直線距離 | 加算額 |
|------------------------|--------|
| 15kmを超えて25km以下 | 1,000円 |
| 25kmを超えて35km以下 | 2,000円 |
| 35kmを超える場合 | 3,000円 |